**「大阪府健康づくりアワード」ロゴマーク使用規約**

１．目的

「大阪府健康づくりアワード」ロゴマーク使用規約（以下「本規約」という。）は、大阪府域における自主的、主体的な健康経営・健康づくり活動の奨励・普及を図ることを目的に実施している「大阪府健康づくりアワード」で受賞した企業等が、「大阪府健康づくりアワード」ロゴマーク（以下「アワードロゴ」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

２．アワードロゴについて

アワードロゴは、別紙「大阪府健康づくりアワード」ロゴマークに係る使用マニュアルに掲げるものとします。

３．アワードロゴの使用について

（１）「大阪府健康づくりアワード」において、職場部門又は地域部門で受賞した団体（以下「受賞団体」という。）は、アワードロゴを使用して広報活動を展開することができます。ただし、下記用途では使用できません。

ア．受賞団体が提供する賞品やサービスの催促を目的として、その品質を保証・担保するかのように用いるもの、又は消費者等に対し、そのような誤解を与えるおそれのあるもの。

イ．法令や公序良俗に反するもの。

（２）受賞団体は、受賞日以降、アワードロゴを無償で使用することができます。

（３）受賞団体は、アワードロゴの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできません。

（４）受賞団体は、受賞取消等の事由が発生した場合、その事実が発生した日以降、アワードロゴを使用することができません。

（５）大阪府及び受賞団体以外の者は、原則として、アワードロゴを使用することができません。ただし、「大阪府健康づくりアワード」の取組を広く広報することを目的として、地方公共団体や報道機関、「大阪府健康づくりアワード」の共催団体・協賛企業等が使用する場合など、大阪府の許諾がある場合には、この限りではありません。

（６）大阪府は、前項で定める団体等以外がアワードロゴを使用していることが分かった場合、当該団体等に対して使用の中止を求めることがあります。

（７）大阪府は、アワードロゴの使用に関して生じた損害について、一切の責任は負わないものとします。

４．使用状況の報告

大阪府は、ロゴマークを使用している団体等に対し、その使用状況について報告を求めることがあります。

５．規約の改訂

本使用規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があります。